

北海道野幌高等学校「学校いじめ防止基本方針」

1 はじめに

いじめは日本国憲法を否定する重大な人権侵害であるとともに肉体的・精神的な暴力行為となり、未然防止と早期発見早期対応の取り組みが求められています。

本校においても、いじめの未然防止および早期発見と早期対応ができる校内体制を整備し、いじめを許さない学校づくりを目指します。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」「北海道いじめの防止等に関する条例」より）

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられてりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

なお、これらのうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、速やかに警察に相談・通報を行います。

3 いじめの禁止

本校の生徒がいかなる理由があってもいじめを行わないように、学校、保護者、地域全体で取り組みます。

4 いじめの要因といじめ防止に対する基本的な考え方

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺での暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して憎悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたいという意識、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒

が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分に自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

なお、本校のいじめ防止に対する基本的な考え方は次のとおりです。

- (1) 「いじめは絶対に許されない」という認識
- (2) 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- (3) 「いじめは学校と保護者の協力によって解決する課題」との認識
- (4) 「いじめは本人だけではなく、観衆・傍観者になってはならない」という認識

5 いじめの未然防止対策についての校内組織

本校では、「教育活動支援委員会」を「学校いじめ対策組織」とし、保護者・地域と連携し、いじめ防止対策を推進します。

なお、「教育活動支援委員会」は、教頭、特別支援教育コーディネータ、生徒指導部長、教務部長、進路指導部長、学年主任、スクールカウンセラーで構成します。

学校いじめ対策組織の役割は次のとおりとします。

- (1) いじめの通報窓口としての役割
- (2) いじめの認知を行う役割及びいじめの解消の判断を行う役割
- (3) いじめの未然防止に関わる取組や教職員の研修を計画立案する役割
- (4) いじめの取組に関わる年間計画を作成する役割
- (5) 支援計画の作成や関係機関との連携を図る役割
- (6) 学校いじめ防止基本方針の見直しや、基本方針の周知に関わる取組を進める役割

学校いじめ対策組織は常設の組織とし、本校が定めるいじめ確認の日後に定期的に会議を開催し、その結果については、議事録を作成し、保管します。

6 学校・学校関係者の対応

- (1) 学校

ア いじめ未然防止のために「いじめを生まない土壌作り」に取り組みます。そのために、年間を通じた予防的かつ道徳的取り組みを実施すると共に、教育相談、カウンセリング等の必要な措置を講じます。

イ いじめの早期発見や対処マニュアルを定め、必ず年度の始めには教職員の周知徹底を図ります。また、取組が形骸化しないよう、教職員向けの研修を年間計画的に実施します。

ウ 学校いじめ防止基本方針の見直しの際には、生徒や保護者の意見を取り入れるとともに、見直した内容や改定された内容については、生徒及び保護者に周知するものとします。

エ いじめ実態把握のために、日ごろから教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めると共に、アンケート等を実施し早期発見に努めます。

オ いじめが発見された場合、本人の保護を第一に適切かつ迅速な対応をします。

カ いじめを許さない生徒の主体的な取組を指導します。

キ いじめについて保護者、地域（警察、児童相談所、関係他校、生徒指導機関等）と連携し対応します。

(2) 保護者

- ア 子どもがいじめを行うことのないよう家庭や地域で指導します。
- イ 子どもがいじめを受けていた場合は保護します。
- ウ P T A活動を通じて、いじめの防止と対策に対して研修を深めます。
- エ いじめについて学校、地域（警察、児童相談所、関係他校、生徒指導機関等）と連携し対応します。

(3) その他

- ア 学校の取組の適切さについて、学校評議員や学校関係者評価等を活用し検証します。

7 いじめの解消要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめ解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

8 重大事案の対応に係る基本方針

- (1) いじめられた生徒（被害者）に対して、「最後まで守り通すこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- (2) 学校は生徒に重大事案が発生した疑いがある場合、速やかに教育委員会に報告を行います。
- (3) いじめが犯罪行為として認められる時は警察と連携します。
- (4) 生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる場合は所轄警察に通報し、適切な援助を求めます。
- (5) 学校は、いじめを行った生徒（加害者）に対し、教育上必要と認められる場合において、学校教育法第11条の規程に基づき、生徒に対して懲戒を加えることもあります。
- (6) 対応としては、「重要性」、「緊急性」、「波及性」を考慮しつつ、いじめられた生徒（被害者）ファーストを優先します。

附則 この規定は、平成26年4月1日より施行する。

令和5年4月1日改定

令和6年4月1日改定

北海道野幌高等学校 いじめ対応フローチャート

